

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年4月23日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 8 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉冷却材浄化系配管サポート改造工事において、弁作動確認を実施した際、弁全開状態時に弁開度計の指示不良が認められたため、当該弁を点検。	GⅢ	
2	1号機	設備パトロールにおいて密封油制御装置用オイルフィルタ(A)フラッシング用ハンドルのグランド部から微量の油にじみが認められたため、当該箇所を点検。	GⅢ	
3	2号機	直流24V充電器盤(2A)電流計の切替操作を実施した際、切替スイッチの接点不良による当該電流計の指示変動が認められたため、当該スイッチを点検。	GⅢ	
4	2号機	原子炉格納容器内設備の目視点検において、圧力抑制室スプレインゾルの腐食および、原子炉格納容器壁面塗装の剥離等が認められたため、当該箇所を点検・清掃。	GⅢ	
5	2号機	原子炉格納容器内設備の目視点検において、原子炉隔離時冷却系タービン排気ライン真空破壊弁(2台)に錆が認められたため、当該弁を点検。	GⅢ	
6	2号機	原子炉格納容器内設備の目視点検において、残留熱除去系弁(廃止設備の4台)に錆が認められたため、対応検討。	対象外	
7	2号機	原子炉格納容器内設備の目視点検において、不活性ガス系ドライウェル真空破壊弁(11台)に錆が認められたため、当該弁を点検。	GⅢ	
8	2号機	漏えい検出系ダスト放射線モニタサンプルポンプ(A)について、カーボン粉によるフィルタ詰まりが認められたため、当該フィルタを交換。	GⅢ	